

第9期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 平成29年11月13日（月）10時～11時30分
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、岡澤委員、太巻委員、大江委員、浅見委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、中村委員、藤井委員、宮崎委員、やない委員、かとうぎ委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、学務課長、収納課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 議事および配付資料
 - 【諮問】 区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について（学務課）（資料1）
 - 【諮問】 電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について（情報政策課）（資料2）
- 6 発言内容
 - （会 長） 定刻となりましたので、ただいまから、第9期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。
さっそく議事に入らせていただきます。本日の議題は、電算結合に関する諮問案件が2件です。事務局から順番にご説明いただきたいと思います。
まず、「区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合」について、学務課長から説明をお願いいたします。

（学務課長） ——区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料1に基づき説明——
 - （会 長） ただいまの説明について、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。今回の電算結合の内容と再構築に至った理由についての説明でしたが、それぞれについてご意見・ご質問がありましたら挙手の上でご発言ください。
 - （委 員） 趣旨はよく分かりました。これは、学校の先生方が作成する学習指導要領といったものも含まれているのですか。
 - （学務課長） 現在使っている教育ネットワークシステムでは、学校で保持している基本的な情報を全てこのシステムで取り扱っています。例えば、児童・生徒の名簿や健康診断の結果、成績や指導要録といったものにつ

いて、このデータセンターの中でセキュリティを確保して保持しているところでは、

(委員) 先ほど説明のあった練馬区共通基盤のデータの中に、このデータは残るのですか。

(学務課長) データにつきましては、データの保存期間が規定されています。学校教育法の施行規則の中に規定があり、基本的に学校が様々な用途に使用している指導要録と学籍に関する記録等は、法に基づいて20年間保持しなければならないとなっています。それ以外のものについては、規則の中で5年間保存することとされています。したがって、この規則に基づいて5年間は保存し、その後廃棄することになります。

(委員) 学校ではこれらのデータを紙ベースでも保存しているのですか。それとも電子データでのみ保存しているのですか。

(学務課長) 指導要録については、それぞれの学校において、紙でも保存しています。

(委員) 今回の変更で学校の外からでもシステムに接続できるようになるとのことですが、成績等の情報を学校の外に持ち出すのは不適切ではないかと考えますが、その点についてはどうですか。

(学務課長) 委員のご発言のとおり、教育委員会としても成績をつけるなどの行為は、原則として学校内で行うことが基本であると考えています。しかし、学校現場では子育て中の教員など、やむなく仕事を持ち帰ることが必要な場合があります。そのような状況があることから、必要最小限の範囲で自宅で仕事を行うことがあると聞いています。そのため、現在の仕組みでもUSBシンクライアントを用いて自宅から接続できるようになっています。ただ、教育委員会として、持ち帰り仕事を推奨しているということは全くありません。学校の中で作業を行うことが基本であり、現在も必要最小限の範囲で、やむを得ない場合に、各教員が学校長に対して申請を行い、許可を得たうえで持ち帰り、業務を行っております。新しい仕組みにおいてもその方式を取っていきます。

(委員) 分かりました。最後にデータセンターを管理する事業者が変更されていますが、その理由について教えてください。

(学務課長) データセンターについては、現行の教育ネットワークシステムは、

富士通が管理しているデータセンターに設置していますが、練馬区共通基盤は、日本電子計算株式会社が管理するデータセンターに設置しているため、今回は委託先が変更されるということです。

(会 長) 他に何かご質問・ご意見はありますか。

(委 員) 今回の質問にも関連しますが、練馬区共通基盤について教えてください。今回の目的は、教育ネットワークシステムの再構築にあるということと聞きました。従来は富士通のデータセンターで管理を行い、富士通の機器類でシステムの管理を行っていたが、これを変更して練馬区共通基盤を管理している日本電子計算株式会社の機器類で新しい教育ネットワークシステムを管理するということですか。

(学務課長) 今回の変更は、データセンターと学校等で使用するパソコンなどの機器類との契約は全く別のものです。今回審議会にお諮りしているのは、データセンターについての変更となります。具体的にはデータセンターの中にある複数の教育関連のシステムとデータの保存になります。現在は、教育委員会で構築した教育関連のシステムやデータは、富士通のデータセンターに保管していますが、今後は、区のほとんどの部署が使用しており、日本電子計算株式会社のデータセンターに設置された練馬区共通基盤にシステムやデータの保管場所を変えるということです。

(委 員) 分かりました。そうすると、資料の中で「結合先が講じる措置」とあるのは、共通基盤というのはいわゆる「クラウド」といわれるものだと思いますが、それならば教育ネットワークシステムを動かす具体的な機器類が特定されるわけではないと考えますが、それらの機器類はどのようになっているのですか。

(情報政策課長) 共通基盤についてですが、共通基盤自体は、平成 25 年度に構築しました。共通基盤というのは、いくつかのサーバを一体的に管理するということなので、同じ場所、同じ位置にあるサーバを使用して管理し、資料にあるように、39 のシステムを現在は動かしています。これらのシステムでは、セキュリティなどは基本的に全て同様に管理されています。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 教育ネットワークシステムの再構築ということで、セキュリティの向上とシステムの効率化という 2 つの狙いがあるとの説明でした。セ

セキュリティの向上とは、いわゆる標的型の攻撃などを防ぐために新しいシステムに変えますということのようですが、そうすると現行システムはファイアウォールが弱いようにも受け止められるのですが、そういうことですか。それとも、USBシンクライアントから教育ネットワークシステムへの接続に脆弱性があるということですか。

また、セキュリティの向上面では、現行のシステムと共通基盤に移した後とでは、どこでこういう差がでるのですか。その点について教えてください。

もう1つは、以前に学校の先生が研修中にUSB端末を持ち出して紛失してしまったという話があったと思うが、新しい教育指導用パソコンというのは、自宅等に持ち帰ることができるとの説明でした。この教育指導用パソコン自体にデータが保存できるかどうか、また紛失したり盗難にあった場合の対策について教えてください。

(学務課長)

後の質問から先にお答えします。新しいシステムにおける教育指導用パソコンのデータは、パソコン本体にデータが残ることはありません。データはデータセンターに保存されるので、仮にパソコンが盗難にあい、この端末を起動されたとしても、データはその中には存在しません。また、今回は機器類の再構築により、この教育指導用パソコンについては、一番新しい認証方式を導入します。ログインのためのIDとパスワードの他に生体認証、具体的には手のひらの静脈を使用した認証方式を導入する予定です。この方式を取り入れることによって、そもそもパソコンの操作そのものができないということになります。

また、新しいデータセンターの仕組みと現在のデータセンターの仕組みとでセキュリティに差があるのか、具体的にはファイアウォールに問題があるから今回の変更になったのかという質問については、資料9ページでもご説明しましたが、そもそも、現在、教育委員会で使用している教育ネットワークシステムについては、機器類等のリース契約の期間が30年4月までとなっており、それまでに入れ替えを行わなければならない状況となっています。この機器類等の入れ替えに合わせて、区で管理するデータやシステムは、練馬区共通基盤に統合していくという方針があるので、この2つを実現するために行うものということになります。

また、セキュリティについての質問ですが、ファイアウォールは、現在のものも新しいものもセキュリティの水準に差はないと考えていますが、今回の方針で、機械、システムも新しいものになりますので、最新のセキュリティ対策が導入されます。一つは、先ほどご説明した標的型攻撃に対する対応を取ることと、デジタルの世界でサンドボックスといわれているものを今回導入します。これは、セキュリティの脅威があった場合に、いきなり本体の中で不具合を起こ

すものを動作させるのではなく、一度別の限定された場所で作動させ、問題がないことを確認してから本体を起動するというものです。こういうものを導入して、セキュリティの向上を図りたいと考えています。

(委員) 分かりました。そうするとセキュリティ自体は向上すると思いますが、現行のように学校外で仕事をすることはできなくなると考えてもいいですか。

(学務課長) 委員のご発言は、教員が私的に持ち込んだUSBメモリにデータを保存して学校外に持ち出し、事故を起こしてしまった過去の事例についてのことと思いますが、現在の仕組みでも、私的なUSBメモリを使用して学校外にデータを持ち出すということができないようになっています。そのために、現行システムでは、USBシンククライアントという方式で、データを持ち出す代わりに自宅等のパソコンからデータセンターのパソコンにアクセスして作業を行えるが、自宅等のパソコンにはデータは保存されない仕組みとなっています。そのため、現在の仕組みでも新しい仕組みでも、私的なUSBメモリを使用することはできません。

(委員) 分かりました。質問は以上です。

(会長) 現行のUSBシンククライアントは、簡単にいうと、いわゆるUSBメモリではなく、データセンターにアクセスするための合鍵というか暗号のようなもので、それを使用しないとそもそもアクセスすらできず、そのためのツールだと考えればいいですか。

(学務課長) 会長がお話されたとおりです。USBシンククライアントという機械は、その中にデータを保存するものではなく、接続するためのツールです。専用の接続と暗号化を行うための機械と考えていただければ結構です。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 仕組みやシステムが変更されたとしても、使用したり持ち出しを行うのは人ですから、置き忘れや盗難だとかいろいろな問題があるかと思いますが、その問題に対応する方法も新しくなっています。今の説明でそうしたリスクはないということが分かりましたので、安心しましたが、現在の学校内での管理体制というかチェック機能はどうなっているのか教えてください。

(学務課長) 学校における個人情報等のセキュリティの状況ということですが、システムに係るセキュリティについては今までご説明したとおりです。しかし、学校内には紙ベースで保管されている様々な個人情報があります。例えば、生徒の答案用紙もそうですが、学校には個人情報が記載されたものがたくさんありますので、セキュリティ基準に基づいて、紙ベースのものについても、学校外に持ち出さないようになっています。持ち出しを行う場合には、基本的には、学校長の承認が必要になります。過去に紙ベースのものを学校内や学校から自宅等に持ち帰る際に紛失するということがありましたが、ここ数年間は起きていません。

(委員) 過去に発生していたそうした事故が、何故なくなったのかについて教えてください。

(学務課長) セキュリティに関しては、各学校の教職員に対して、いかに個人情報の重要性を理解させ、手続きを遵守させるかということによって決まってくるものだと考えています。教育委員会に限らず、区として教職員に対して、紙ベースのものであろうと電子ベースのものであろうと、重要性を理解し、手続きを遵守させるための研修を行っています。もう1つは、システムによってそれができないようにもしています。これらのことを途切れることなく続けることによって、事故の発生を抑制していくことが、基本的な考え方となります。

(委員) システムをいくら変更したとしても、職員に対する個人情報保護制度の遵守のための研修を重ねていくことが、一番基本的な部分だと思います。重点的に続けて取組を行えば、大きな問題は生じてこないと思いますので、今後ともお願いします。

(委員) 新システムへの移行において、どうしても自宅に持ち帰り、仕事を行わなければならないという状況の中での利用や、校外学習などに利用するとのことですが、各学校への配置は2台ずつということでした。学校によっては児童数が、600人から800人いるところがあります。各学校において2台というのはどのように決めたのですか。また、子どもの数が多くても同じ2台という数でいいのか、これらの点について説明してください。

(学務課長) まず、現在もUSBシンクライアントを使用して自宅等で仕事を行っている場合がありますが、その使用状況について最初に説明します。現在、練馬区には小中学校合わせて99校あります。そのうち、今年度USBシンクライアントを使用した状況は、教育委員会で把握し

ており、今年の4月から10月まで、学校数でいうと99校中の一桁台でした。例えば、10月ですと7校で使用され、アクセス数は合計で76回、時間数は104時間程度という使用状況になります。教育委員会としては、なるべく持ち帰り業務は避けるよう推奨していますし、各学校においてもなるべく持ち帰らないで仕事をするよう徹底しています。従って、自宅等に持ち帰る場合等のことを考えても、現在のUSBシンククライアントの使用状況を考慮すれば、基本的には1校あたり2台で大丈夫かと考えています。

つぎに、校外学習についてですが、具体的には移動教室で何泊何日の宿泊を伴う校外学習へ行く場合や遠足等の場合のことを指します。校外学習の場合には、学校長等が同行する形になるので、スケジュール的に1つの学校でこれらの行事が重なることは、基本的にはないと聞いています。そうしたことを考えると、1回の校外学習が学校の中で発生する件数については、一定数に限定されます。

また、使用については、校外学習でカメラだけを使用するのであれば、デジタルカメラがあるので、基本的にはこれで済みます。では、教育指導用パソコンを使用して、校外学習等でこれを使用する例ということになりますが、例えば、移動教室や修学旅行等で数日学校から離れている場合に、各学校のホームページに宿泊先からその日の活動内容等の写真を掲載し、それを保護者にリアルタイムで知らせるようなことをやりたいという現場の強い声があります。そのような要望も踏まえ、そういうことができる環境を整えたということです。以上のことから、基本的には教育指導用パソコンが2台あれば、学校の運営上支障はないと現時点では考えています。ただ、委員からのご発言のとおり、使用状況によって今後見直すという可能性はもちろん残っています。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 嶋村 先ほどのセキュリティの答弁で概ね分かりましたが、もう一つ質問させていただきたいのは、資料2ページの「6 個人情報の保護」のところで、「(3) サーバが保管された区画に外部記録媒体の持込み、持出しを行う場合は事前に区の承認を得る。」とありますが、この場合に意図的に情報を持ち出そうとしたときはどうなりますか。

(学務課長) これらの保護措置については、全てまとめて受託事業者が講じる措置になりますので、意図的に外部記録媒体を外に持ち出すという話については、(1)にオペレーターが24時間365日入館者の検査を行うこととなります。この検査の中で、外部記録媒体を持ち込めないようすることが前提として記載しているものです。では、(3)における外部記録

媒体の持込とはどのようなことを想定しているかということですが、サーバの保守管理のために何らかの事情でデータを一時的に外部記録媒体に結合先が移さなければいけない必要があった場合のために、その場合でも区側に事前に承認を取ってくださいという意味になります。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 襲田 資料9 ページの項目2で「練馬区共通基盤上で区長部局のシステムと一体的に運用することで、セキュリティの向上とシステム維持の効率化を図る。」とあります。そうすると、今まで共通基盤とは別に学校IDCでやってきたわけですが、今度はそれを共通基盤上に持ってくれば、主にハード面での効率化が図れるということを考えているものと推察されます。区全体から見ると共通基盤の上に、現在39のシステムが稼働しているが、今後資料の10ページにあるように6システムが共通基盤に移行することになっているわけで、そうするとたくさんのシステムがこの共通基盤の中にあるということになります。今回の教育システムと関係がある、例えば児童に関するシステムも共通基盤の中に既にいくつかあるかと思います。

区全体の効率化ということから考えると、今回の教育ネットワークシステムの共通基盤への移行というのは、単にハード面だけの効率化ということだけではなくて、既に共通基盤に入っているまたは今後共通基盤に入ってくるシステムとの相互利用をするというような考えがあってもおかしくないと思います。例えば、区民等の健康管理のシステムと教育委員会の子ども関連のシステムとの相互利用を考えられてもおかしくありませんが、このように、教育員会内部のみでの利用ではなく、今後は区政全般の効率化のために使用していくことを視野に入れて考えていくのか、その辺りについて考えを聞かせてください。

(学務課長) 今回、練馬区共通基盤に教育ネットワークシステムのデータを移した際に、委員からご発言があったような事例、例えば、保健部門が練馬区の小中学校の健診データを利用するというようなことは、現在は考えておりません。あくまでも教育ネットワークシステムのデータについては、教育委員会および学校が使用するためのものです。

従って、他の部門と何らかの形でそういった必要性が生じる場合には、目的外利用の手続きあるいは審議会での審議が必要になるものと考えています。現在のところ、そのようなことは考えていません。

また、参考として、今回、教育ネットワークシステムのデータを練馬区共通基盤に移すことによってシステム維持の効率化を図る、具体的には管理コストの削減を図るものと申し上げましたが、この金額は、

現在点での想定ですが、年間で約 3,000 万円の削減ができると見込んでいます。

(委員) 襲田 分かりました。

(会長) 他に何かご質問・ご意見はありませんか。
無いようですので、原案どおり承認させていただくということよろしいでしょうか。

(各委員) <はい>

(会長) それでは、続きまして資料2の「電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合」について、情報政策課長からご説明をお願いします。

(情報政策課長) ——電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る
電子計算組織の結合について 資料2に基づき説明——

(会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。

(委員) かとうぎ 来年3月までに23区中20区が移行予定だという説明でしたが、逆に移行しない3区についての事情を知っているようでしたら説明してください。

(情報政策課長) 3区のうち1区は検討中、残りの2区について、世田谷区と千代田区になりますが、調査の回答として、明確な理由の記載がありませんでしたので、その部分は調べていません。

(会長) 他に何かご意見・ご質問がある方はいますか。

(委員) 藤井 富士銀行からの流れで、特別区の指定金融機関は、みずほ銀行だということによいですか。以前にも議会で、情報を手渡しで運ぶということの危険性について議論がありました。たまに庁舎内で警備会社の職員が何か運んでいるところを見ますが、あれはMOを運んでいるということですか。

(情報政策課長) そのとおりです。中村北分館で保管しているものを警備会社に取りに来て運んでいます。

(委員) 藤井 ということは、週5日間何らかのデータを運んでいるということですね。どちらが安全かということを考えたら、L G W A N回線が破られることはないと思うが、先日、議会事務局に中国系と思われる場所から不正アクセスがあり、その時はある時期を境に急になくなりましたが、実際には何が起こるか分からない。L G W A N回線を利用して送信するのと、警備会社が運ぶのとでは、L G W A N回線の方が安心だと考えているのですか。

(情報政策課長) 物理的には手渡しで運ぶと事故なり盗難の可能性があります、伝送方式は委員のお話のとおり他から侵入ができないような仕組みになっていると聞いています。ハッカーの攻撃方法も多種多様になっていますが、セキュリティについては、随時向上させているので、安全性はこちらの方が高いと考えています。

(委員) 藤井 何が起こるか分からない世界でもあるので、万が一L G W A N回線に侵入されたらということも想定して対策を検討しておいてほしいと思います。

(情報政策課長) L G W A N回線については、それを構築しているのがJ-L I S(地方公共団体情報システム機構)になります。現在は第3次のL G W A Nですが、今後は第4次のL G W A Nという高次元のシステムを構築すると聞いていますので、セキュリティについての部分は今後も引き続き要望していきたいと考えています。

(会長) 1点だけ質問をさせてください。運搬途中の事故等のリスクについては、今回の変更により減少すると思いますが、中村北分館内のセキュリティについては、伝送化後の仕組みと現在の仕組みとで変更はありますか。端末を操作できる人間は変わらないということで、変更なしと考えていいですか。

(情報政策課長) 中村北分館内にある端末を操作するには、パスワードや生体認証で管理された部屋に入らなければならないので、その点についてはセキュリティが向上します。

(会長) 伝送化後は、そもそも外部記録媒体にデータを保存できるのか。データは保存できるが、入退室管理が厳格化されるので、外部への持ち出しはできなくなるのですか。どちらですか。

(情報政策課長) 基本的に持ち出しはできません。端末から媒体にデータを移すという作業は一部残るので、その部分については従前と変わらないという

ことになります。

(会長) 可能性としては低いことかとは思いますが、伝送化によりセキュリティが向上する一方、中村北分館での入退室管理が緩くなったということでは、何の意味もないと思いますので、その部分についても引き続きしっかりとした管理をお願いします。

他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) 中村 伝送化後については、銀行でのデータ処理は毎日行われるようになるのですか。例えば、午前中に送信したものが午後には反映されるなど、処理の迅速化が図られるのですか。

(収納課長) 現行のMOの処理は、月曜日から金曜日まで毎日あります。伝送化の場合も月曜日から金曜日まで毎日行うことになります。ただ、これはデータの動きの話ですので、データの動きとお金の動きとは別の話になりまして、実際にお金が動くのは、みずほ銀行とで決められたときになるので、この部分は現行の仕組みと変わりません。

(委員) 中村 そうすると、みずほ銀行側での動きには変わりがないので、これまでと同じ処理であまり変わらないということでしょうか。

(情報政策課長) みずほ銀行は、自行のものだけでなく他行からのデータもまとめて送ってきます。必ずしも逐次データの送信を行うわけではなく、あくまで他の金融機関等のデータをまとめて送ってくるということですので。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。
無いようですので、こちらも原案どおり承認させていただくということでよろしいでしょうか。

(各委員) <なし>

(会長) 以上で諮問案件についての審議は、終了しました。その他に、何か一般的なことでも結構ですので、ご意見等がある方はいますか。

(各委員) <なし>

(会長) これで本日の審議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。